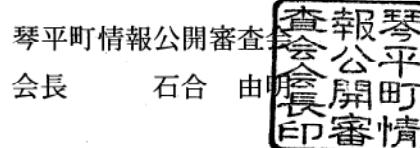


29 琴情答申第1号
平成29年12月19日

琴平町長 小野 正人 様



答 申 書

貴職からの以下質問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

質問事項

実施機関 琴平町長（観光商工課）

質問日 平成29年11月13日（29琴觀商発第78号）

事件名 平成29年8月3日付け29年琴觀商発第38号文書による部分公開決定に関する件

第1 審査会の結論

実施機関が、平成29年8月3日付けで非公開とした部分のうち、登記簿に記載されている土地所有者の氏名・住所を非公開とした判断は妥当ではなく、公開する措置をとるべきである。実施機関のその他の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年7月20日付で、次の内容の行政文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

(1) 米田優不動産鑑定士から琴平町長あてに提出された平成23年9月12日付「請求書」記載の次の対象不動産の購入に係る一切の起案文書の全部及び購入に係る交渉記録の全部

- ①善通寺市大麻町字上ノ村山2736番29 鉱泉地（公簿は宅地）58,36m²
- ②善通寺市大麻町字上ノ村山2736番31 山林 7248m²

(2) 上記(1)記載の対象不動産の購入に係る支出金調書その他的一切の会計書類の全部

(3) 上記(1)記載の①記載の対象不動産から琴平町指定の場所までの給湯管の工事に関する配管図面、工事費用の入札結果調書、見積書、支払いに関する支出金調書その他の会計書類

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成29年8月3日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年8月10日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書及を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分は、情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部開示をする必要がある。

(2) 一年以上に亘る売買契約交渉の中において、交渉記録が存在しないとは考えられない。

(3) 土地売買契約の相手方である土地所有者の氏名・住所は、公表されている土地登記簿記載事項であるため、公開する必要がある。

第4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

1 本件処分の理由

(1) 交渉記録について

本件公開請求書記載の山林については、町は購入又は寄附を受ける前提で話を進めていたものではない。そのため、対応内容も口頭により報告していたため交渉記録は作成されていない。

なお、当時の職員が個人的に作成したメモは存在する。しかし、当該メモの内容は、同時期に発生した別の訴訟等の記載が混在されており、職員が単独で作成した文書であり、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用した個人的覚書的側面が強いため、情報公開の対象となる行政文書には該当しない。

(2) 土地所有者の氏名及び住所について

土地所有者の氏名及び住所は、確かに土地登記簿に記載されている情報ではあるが、登記簿は法務局に赴き所定の手続を踏まえ、さらには手数料を納めることにより初めて取得できるものである。これは、登記簿取得には相応の手続が必要であり、登記簿に記載されている情報も、例えばホームページ等で常時公開されているような誰もが自由に閲覧、取得できる状態にある情報とは明らかに異なる性質をもつ。よって、情報公開条例第7条第2号アに該当しない。

また、不動産登記法（平成16年法律第123号）第153条及び情報公開条例第16条第1項により、登記簿については情報公開制度の適用を除外しているにもかかわらず、登記簿に記載されている情報を公開すれば、情報公開制度の適用を除外した趣旨を没却することになる。

よって、土地所有者の氏名及び住所については公開しない。

2 結論

以上から、交渉記録については作成しておらず不存在であり、土地所有者の氏名及び住所は公開しない。

第5 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び実施機関の主張によれば、審査請求人が公開を求めている文書は、本件対象文書のうち、山林に関する交渉記録並びに土地所有者の氏名及び住所であるため、それらの文書の存在の有無及び非公開情報の該当性について、以下に検討する。

2 交渉記録の有無について

(1) 判断基準

情報公開条例に基づく公開請求において、行政文書が不存在として非公開決定がなされた場合には、実施機関が請求された行政文書を作成した事実が明らかに認められる場合又はその作成が例規上義務付けられている場合を別にすると、当該不存在の事実を前提にして判断せざるを得ない。そして、具体的な事案の処理に当たってどの範囲でいかなる文書を作成すべきかについては、実施機関の裁量の範囲を著しく逸脱していると判断される場合は別として、基本的に実施機関の合理的裁量に委ねられている（平成26年4月9日付け岡山市情報公開及び個人情報保護審査会答申（岡情審査第2号）参照）。

(2) 交渉記録について

実施機関は、本件公開請求の対象となっている不動産の購入を検討する際に、直接契約の相手方と面会したり電話で会話をしたりして交渉を行っている。

確かに、審査請求人の主張するとおり、一年以上に亘る売買契約交渉に関して、当該交渉の記録をとった文書を作成していないことは不自然である。

しかし、山林に関しては、当初から購入又は寄附をうけることを前提としていなかった。そのため、実施機関は、かかる交渉の重要性が低いことから土地所有者との

交渉記録についても、文書で残したり報告したりすることはしなかった。

契約に関する交渉記録は、契約締結に至るまでの契約当事者の交渉を記録するものであり、契約を締結しないことを前提する場合には、交渉記録自体の重要性は低い。契約締結に至った案件であっても、交渉過程の記録を契約書とは別に文書で残す運用がとられていなかった当時において、契約に至らない案件についてはなおさら残さなかつたことも不自然ではない。よって、交渉記録を文書で作成しなかつた事情も理解でき、実施機関が交渉記録を作成した事実が明らかに認められるとはいえない。

また、琴平町契約規則（平成24年琴平町規則第1号）その他の琴平町の例規において、本件の事案のような場合に、交渉記録を作成することが義務付けられていることも認められない。

以上から、本件対象文書が不存在であることを前提に本件決定の当否を判断せざるを得ず、その不存在の事実を前提に判断すると、本件処分に違法・不当な点は認められない。情報公開審査会において実施機関が仕様書を作成しなかつたことについて、実施機関から説明を受けたが、当該説明が不自然・不合理であるとは認められず、審査請求人からこれを覆すに足りる具体的な根拠も示されておらず、裁量の範囲を著しく逸脱していると判断することもできない。

(3) メモの行政文書該当性について

実施機関の説明によると、対象となっている土地に関する交渉記録について、当時の職員が個人的に作成したメモは存在する。

情報公開の対象となる行政文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関において保有しているもの（情報公開条例第2条第2項本文）である。そして、「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味する（平成26年3月14日付け横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1247号他）。

本件のメモは、当時の観光商工課職員が不動産の購入等に関しての経緯の記録を残しているが、これを町長その他の職員に報告したり見せたりした事実はなく、専ら個人の備忘録として作成しているにすぎず、組織としての共用文書の実質を備えた状態とはいえない。

よって、本件メモは、本件公開請求対象文書に該当しない。

(4) その他の文書

その他の本件対象文書について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させた。しかしながら、実施機関が、観光商工課事務室その他書庫に保管する書類を探索したが、本件対象文書は見当たらなかった。また、実施機関が行った本件対象文書の探索の方法及び範囲に特段の問題はなかった。

3 土地所有者の氏名及び住所について

情報公開条例第7第2号アに規定する法令等の規定により公にされている情報とは、法令等に規定により、何人に対しても、かつ、理由の如何を問わず公開するものである。

本件処分で非公開とした特定の土地所有者の住所及び氏名は、既に登記簿に記載された権利に関する登記の登記事項である（不動産登記法第59条第4号）。登記事項は、何人も登記官に対し、手数料を納付して、その全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができる（不動産登記法第119条第1項）。

よって、登記簿に記載されている特定の土地所有者の氏名及び住所は、法令等の規定により、何人に対しても、かつ、理由の如何を問わず公にされている情報といえる。

なお、実施機関は、登記簿については情報公開制度の適用が除外されることを理由に、土地所有者の氏名及び住所を非公開としている。しかし、不動産登記法が登記簿について情報公開制度の適用を除外した趣旨は、私人間の取引の安全等を図り、個人の権利を保護するための公証制度における公募等の閲覧又は謄本・抄本の交付手続であって、個人に関する情報等について、独自の完結的な開示制度が定められているものについては、情報公開制度に基づく公開を認めることが登記等の公証制度の趣旨にそぐわない点にある。

したがって、登記簿自体は情報公開制度が適用除外されるが、そのことは、登記事項が法令等で公にされている情報であること否定するものではないといえる。

4 結論

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の意見

当審査会は、上記のように結論としては本件処分に誤りは認められないとする判断に至ったものである。

しかし、審査請求人が審査請求書で指摘するように、一年以上に亘る契約交渉の中において、交渉記録を一切作成していないということは、地方公共団体が行う事務としては、不自然であり、遺憾である。

今後、実施機関においては、重要な契約その他事務手続において、可能な限り文書により記録を残し、当該事務について住民等に説明できるよう、より丁寧かつ適正な事務手続きを行うよう付言する。

第7 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 平成29年11月13日 諒問（29觀商発第78号）の受理
- (2) 同年29月11日29日 審議

以上